

令和6年第4回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和6年4月26日)

局 長

皆さんご苦労様です。

それでは、ただ今から、令和6年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に

4番 岩崎委員、6番 森委員、11番 塩野委員、
14番 國久委員の4名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案に議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の1議案を追加しまして、3議案を予定しております。お手元に配布しましたとおり議案の変更の告示をさせていただきましたのでご了承ください。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和6年第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

古池委員 その農地は今後、どのように使われるのか。

中塚書記 農地等利用計画書によりますと、野菜を作付けされる
ことです。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第10号
について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程2 議案第10号 農
地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議については、原案どおり許可するものと決定いたしま
す。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に
よる農地の賃借権設定許可申請審議について を議題とい
たします。

なお、この案件につきましては、10番 早川委員には、
おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の
規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前
にご意見等ございましたらお願いします。

(意見なし。早川委員退席)

議 長 それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い
します。

局 長 はい、議長。
議案第11号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農
地について、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏に5年間の賃借権を
設定する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第11号資料説明)
当該申請地につきましては、借人が今後5年間、賃借権
を設定したいとのことから、今回の申請をされました。借
人である〇〇〇〇氏が畑として使用される計画です。

許可基準は資料 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 　　はい、議長。
こちらも 19 日に塩野委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在、畑として使用されており、借人が営農できると確認いたしましたので、5 年間の賃借権設定は問題ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第 11 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程 3 議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の賃借権設定許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

審議が終了しましたので、早川委員の入室をお願いします。

(早川委員入室)

[日程 4]

議長 　　日程 4 議案第 12 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

します。

局長 はい、議長。

議案第12号は、先月の委員会で議案第9号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について でご審議いただきました内容を一部修正するものです。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第12号資料説明)

今回、内容を一部修正する箇所ですが、資料10ページの「Ⅱ最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「②目標」の赤字部分についてです。参考に修正前の資料をお手元にお配りしましたので、見比べながらご確認ください。

まず、「農地の集積の目標年度」につきましては、「福井県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき定められた目標年度を町の目標年度として設定するものとされており、県の基本方針が令和6年度から令和15年度までの10年間に見直されたことに伴いまして、目標年度を令和15年度に修正をさせていただきたくというものです。

また、「今年度の新規集積面積」につきましては、県下全域の集積目標が令和15年度末までに80%と設定されていることから、今年度は目標達成が見込める現実的な数値で設定が可能と福井県農業会議からのご指導もありましたので、3ヘクタールとし、今年度末の集積面積(累計)は365ヘクタールとなり、(目標)今年度末の集積率を50.0%に修正させていただきたいと考えております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、議案第12号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、審議のとおり決定することといたします。

議 長 それでは、これもちまして上程した全ての日程を終了し、令和6年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。